



25町監第72号

2025年7月11日

町田市議会議長 木目田 英男 様
町田市 市長 石坂 丈一 様

町田市監査委員 小泉 めぐみ
同 古川 健太郎
同 三遊亭 らん丈
同 佐藤 和彦

2025年第2回定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果の報告書を提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

2025年第2回定期監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
 なお、本監査は町田市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の対象

(1) 対象部課

市民部（市民総務課、市民協働推進課、市民課、忠生市民センター、鶴川市民センター、南市民センター、なるせ駅前市民センター、堺市民センター及び小山市民センター）

道路部（道路政策課、道路整備課、道路管理課及び道路維持課）

(2) 対象事務

2024年度(必要に応じて2023年度以前を含む。)に執行された収入事務、支出事務、契約事務及び財産管理事務について、リスクの程度に応じ次表のとおり抽出した。

○市民部

市民総務課

	歳入科目	収入済額(円)
収入事務	土地建物貸付収入/行政財産貸付料	408,348
	総務費雑入/光熱水費使用料	4,183,739
	総務費雑入/収益還元金	665,517

	契約件名又は歳出科目
支出事務	町田市民フォーラム施設貸出管理業務委託
	成瀬コミュニティセンター自家用電気工作物の保安全管理業務に関する委託契約 木曾森野コミュニティセンター自家用電気工作物の保安全管理業務に関する委託契約 三輪コミュニティセンター自家用電気工作物の保安全管理業務に関する委託契約 つくし野コミュニティセンター自家用電気工作物の保安全管理業務に関する委託契約
	無線LANインターネット接続サービスの提供に関する契約
	町田市民フォーラム軽印刷機賃貸借 三輪コミュニティセンター軽印刷機賃貸借 つくし野コミュニティセンター軽印刷機賃貸借 木曾森野コミュニティセンター軽印刷機賃貸借 成瀬コミュニティセンター軽印刷機賃貸借

契約事務	契約件名
	町田市民フォーラム施設貸出管理業務委託
	成瀬コミュニティセンター自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約 木曾森野コミュニティセンター自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約 三輪コミュニティセンター自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約 つくし野コミュニティセンター自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約
	無線LANインターネット接続サービスの提供に関する契約
	町田市民フォーラム軽印刷機賃貸借 三輪コミュニティセンター軽印刷機賃貸借 つくし野コミュニティセンター軽印刷機賃貸借 木曾森野コミュニティセンター軽印刷機賃貸借 成瀬コミュニティセンター軽印刷機賃貸借

財産管理 事務	重要物品	取得年度	取得価額(円)	帳簿価額(円)
	その他雑品(横型ブラインド一式)	1999	3,289,860	1
	音楽用機器(グランドピアノ)	1999	3,276,000	1
	その他生活文化用機器(喫煙システム一式)	1999	2,573,130	1
	通信用機器(携帯電話抑止装置)	1999	1,110,900	1
	情報処理用機器(施設案内予約システム連動版)	2003	1,210,000	1

市民協働推進課

収入事務	歳入科目	収入済額(円)
	土地建物貸付収入/普通財産貸付料	74,994
	総務費雑入/収益還元金	548,015

支出事務	契約件名又は歳出科目
	町田市女性悩みごと相談並びに町田市性自認及び性的指向に関する相談業務委託

契約事務	契約件名
	町田市女性悩みごと相談並びに町田市性自認及び性的指向に関する相談業務委託

財産管理 事務	重要物品	取得年度	取得価額(円)	帳簿価額(円)
	試験測定用機器(ドラフト チャンバー)	1999	1,413,258	1

市民課

収入事務	歳入科目	収入済額(円)
	玉川学園コミュニティセンター使用料/施設使用料	3,538,800
	許可手数料/自動車臨時運行許可手数料	221,889

支出事務	契約件名又は歳出科目
	町田市マイナンバーカードセンター定期貸室賃貸借契約(長期継続契約)
木曾山崎コミュニティセンター 無線LANインターネット接続サービスの提供に関する契約	

契約事務	契約件名		
	町田市マイナンバーカードセンター定期貸室賃貸借契約(長期継続契約)		
	木曾山崎コミュニティセンター 無線LANインターネット接続サービスの提供に関する契約		

財産管理 事務	重要物品	取得年度	取得価額(円)	帳簿価額(円)
	音楽用機器(グランドピアノ)	1990	1,577,000	1
	事務用機器(窓口受付機)	2021	1,460,800	876,480
	事務用機器(窓口受付機 モニター付き)	2022	1,171,500	937,200

忠生市民センター

収入事務	歳入科目	収入済額(円)
	許可手数料/自動車臨時運行許可手数料	664,922

支出事務	契約件名又は歳出科目		
	自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約		
	一般用電気工作物の検査業務に関する委託契約		
	無線LANインターネット接続サービスの提供に関する契約		

契約事務	契約件名		
	自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約		
	一般用電気工作物の検査業務に関する委託契約		
	無線LANインターネット接続サービスの提供に関する契約		

財産管理 事務	重要物品	取得年度	取得価額(円)	帳簿価額(円)
	音楽用機器(ピアノ)	1975	1,480,750	1
	事務用機器(番号カード発券機)	2014	1,853,280	1

鶴川市民センター

収入事務	歳入科目	収入済額(円)
	許可手数料/自動車臨時運行許可手数料	394,515
	土地建物貸付収入/行政財産貸付料	2,820,000

支出事務	契約件名又は歳出科目		
	鶴川市民センター及び鶴川保健センター一般廃棄物・産業廃棄物収集運搬処分業務委託		
	無線LANインターネット接続サービスの提供に関する契約		
	鶴川市民センター軽印刷機賃貸借		

契約事務	契約件名		
	鶴川市民センター及び鶴川保健センター一般廃棄物・産業廃棄物収集運搬処分業務委託		
	無線LANインターネット接続サービスの提供に関する契約		
	鶴川市民センター軽印刷機賃貸借		

財産管理 事務	重要物品	取得年度	取得価額(円)	帳簿価額(円)
	その他雑品(緞帳)	1985	4,350,000	1
	音楽用機器(グランドピアノ)	1985	1,620,000	1

南市民センター

収入事務	歳入科目	収入済額(円)
	許可手数料/自動車臨時運行許可手数料	265,068

支出事務	契約件名又は歳出科目
	行政証明書交付キオスク端末保守点検委託(長期継続契約)
	行政証明書交付キオスク端末委託手数料契約
	無線LANインターネット接続サービスの提供に関する契約

契約事務	契約件名
	行政証明書交付キオスク端末保守点検委託(長期継続契約)
	行政証明書交付キオスク端末委託手数料契約
	無線LANインターネット接続サービスの提供に関する契約

財産管理 事務	重要物品	取得年度	取得価額(円)	帳簿価額(円)
	その他雑品(丹後織緞帳)	1986	2,735,000	1
	音楽用機器(ピアノ)	1986	1,518,000	1
	照明用機器(調光操作卓)	2018	1,170,000	585,000

なるせ駅前市民センター

収入事務	歳入科目	収入済額(円)
	許可手数料/自動車臨時運行許可手数料	120,124

支出事務	契約件名又は歳出科目
	なるせ駅前市民センター廃棄物等収集運搬処理業務委託
	無線LANインターネット接続サービスの提供に関する契約

契約事務	契約件名
	なるせ駅前市民センター廃棄物等収集運搬処理業務委託
	無線LANインターネット接続サービスの提供に関する契約

財産管理 事務	重要物品	取得年度	取得価額(円)	帳簿価額(円)
	音楽用機器(グランドピアノ)	1996	2,373,120	1

堺市民センター

収入事務	歳入科目	収入済額(円)
	許可手数料/自動車臨時運行許可手数料	52,859

支出事務	契約件名又は歳出科目			
	自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約			
	無線LANインターネット接続サービスの提供に関する契約			

契約事務	契約件名			
	自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約			
	無線LANインターネット接続サービスの提供に関する契約			

財産管理 事務	重要物品	取得年度	取得価額(円)	帳簿価額(円)
	その他雑品(緞帳)	1982	3,971,200	1

小山市民センター

収入事務	歳入科目	収入済額(円)
	許可手数料/自動車臨時運行許可手数料	176,946

支出事務	契約件名又は歳出科目			
	無線LANインターネット接続サービスの提供に関する契約			
	小山市民センター軽印刷機賃貸借			

契約事務	契約件名			
	無線LANインターネット接続サービスの提供に関する契約			
	小山市民センター軽印刷機賃貸借			

財産管理 事務	重要物品	取得年度	取得価額(円)	帳簿価額(円)
	音楽用機器(グランドピアノ)	1994	1,980,000	1
	その他雑品(カーテン.ブラインド一式)	1994	1,060,000	1
	娯楽用機器(ビリヤードセット)	1994	1,000,000	1

○道路部

道路政策課

支出事務	契約件名又は歳出科目			
	町田市街路灯点検調査業務委託			
	2024年度町田市道における擁壁法面点検方針策定業務委託			

契約事務	契約件名			
	町田市街路灯点検調査業務委託			
	2024年度町田市道における擁壁法面点検方針策定業務委託			

道路整備課

収入事務	歳入科目	収入済額(円)
	道路橋梁費負担金/電線共同溝整備負担金	429,743
	土木費雑入/放置車両賠償金	0

支出事務	契約件名又は歳出科目
	都市計画道路3・4・19号線(矢部)橋梁詳細修正設計業務委託
	相原駅東口アクセス路整備事業に伴う土地売買契約 相原駅東口アクセス路整備事業に伴う物件移転補償

契約事務	契約件名
	都市計画道路3・4・19号線(矢部)橋梁詳細修正設計業務委託

道路管理課

収入事務	歳入科目	収入済額(円)
	放置自転車等移送料/原動機付自転車移送料	260,000
	土地建物貸付収入/普通財産貸付料	86,123

支出事務	契約件名又は歳出科目
	狭あい道路拡幅整備測量及び嘱託登記等業務委託(単価契約)
	狭あい道路拡幅整備工事(単価契約)

契約事務	契約件名
	狭あい道路拡幅整備測量及び嘱託登記等業務委託(単価契約)
	狭あい道路拡幅整備工事(単価契約)

財産管理 事務	重要物品	取得年度	取得価額(円)	帳簿価額(円)
	架・棚・箱(自転車ラック 2段式360台分)	1996	9,064,000	1
	光学用機器(トータルステーション(2級))	2005	1,358,000	1

道路維持課

収入事務	歳入科目	収入済額(円)
	物品売払収入/街路樹発生材売払代	260,073

支出事務	契約件名又は歳出科目
	町田市内EvEs等操作警備業務委託(長期継続契約)
	産業廃棄物処分業務委託「汚泥2」(単価契約) 玉川学園前駅歩行者用デッキの設置に係る土地賃貸借

契約事務	契約件名
	町田市内EvEs等操作警備業務委託(長期継続契約)
	産業廃棄物処分業務委託「汚泥2」(単価契約) 玉川学園前駅歩行者用デッキの設置に係る土地賃貸借

財産管理 事務	重要物品	取得年度	取得価額(円)	帳簿価額(円)
	車両(ダンプ式貨物自動車)	2018	4,914,000	1
	工作物(可搬式大型緑化コンテナ用ミスト装置)	2019	3,080,297	616,061
	工作物(可搬式大型緑化コンテナ)	2019	1,789,700	715,880
	工作物(可搬式大型緑化コンテナ)	2019	1,789,700	715,880
	工作物(可搬式大型緑化コンテナ)	2019	1,789,700	715,880

(注) 表中の金額は、2025年3月3日時点のものである。

3 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次表のとおり設定した。

○収入事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 債権の金額及び発生時期の確定が不明確になるリスク	ア 調定は、その根拠となる法令、契約等に適合しているか
	イ 調定期限及び手続は適正か
	ウ 前年度収入未済額は確実に調定の繰越しが行われており、また、その期限は適正か
	エ 納入通知は適正に行われているか
(2) 不適正な債権管理が行われるリスク	ア 収入の消し込みは適正に行われているか
	イ 滞納状況と、その理由を明確に記録しているか
	ウ 督促、催告及び時効の更新手続は適時適正に行われているか
	エ 不納欠損処理は適時適正に行われているか
	オ 指定納付受託者による納付手続及び指定公金事務取扱者による収納手続は適正に行われているか
(3) 不正な現金の取扱いが行われ市民からの信頼を失うリスク	ア 収入金等の現金は適正に保管、管理されているか
	イ 現金に係る帳簿は適正に作成され、管理されているか
	ウ 金銭出納員や現金取扱員等責任ある職員による適正な管理が行われているか

○支出事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 不正・不要な支出が行われるリスク	ア 支出命令に係る事務は適正か
	イ 支払方法及び時期は適正か
	ウ 予算目的に反する支出はないか
(2) 不正な現金の取扱いが行われ市民からの信頼を失うリスク	ア 前渡金は適正に保管、管理されているか

○契約事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 不適正な契約を行うことにより市に損害を与えるリスク	ア 明らかに市が不利となる契約となっていないか
	イ 予定価格は合理的な基準に基づき適正に設定されているか
	ウ 契約手続は適正か
(2) 契約における透明性、競争性が確保されないリスク	ア 業者選定は適正に行われているか
	イ 随意契約による場合、その理由は適正かつ合理的か、また、手続は適正か
(3) 契約が適正に履行されないリスク	ア 契約書・仕様書に基づき履行されているか
	イ 履行の確認は適時適正に行われているか

○財産管理事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 財務諸表の資産の正確性が確保できないリスク	ア 重要物品は適正に管理され、備品台帳と一致し実在しているか
	イ 重要物品の現況確認体制は確立しているか

4 監査の実施内容

関係書類の閲覧及び担当職員に対する質問、また、現金等の取扱いや重要物品について実査を行った。なお、監査の対象について、内部統制の運用状況の検証も併せて実施した。

5 監査の期間及び実施場所

2025年3月3日から同年6月27日まで以下の場所で監査を実施した。

町田市庁舎	玉川学園駅前連絡所
町田市民フォーラム	町田市玉川学園コミュニティセンター
町田市成瀬コミュニティセンター	町田市忠生市民センター
町田市つくし野コミュニティセンター	町田市鶴川市民センター
町田市木曾森野コミュニティセンター	鶴川駅前連絡所
町田市三輪コミュニティセンター	町田市南市民センター
町田市消費生活センター	町田市なるせ駅前市民センター
町田駅前連絡所	町田市堺市民センター
木曾山崎連絡所	町田市小山市民センター

6 監査の結果

監査を実施したところ、おおむね適正に事務が執行されていると認められた。

なお、一部の改善、検討を要すると思料される事項について、町田市監査基準第14条に基づき、対象部の長から弁明、見解等を聴取したので、指摘及び意見を以下に述べる。

【指摘】とは、是正・改善を必要とする事項であり、【意見】とは、改善の検討を要望する事項である。

市民部市民課

<契約事務>

【指摘】長期継続契約については、地方自治法及び契約事務の手引書にのっとり、契約書に予算削減に伴う解除条項等を明記すべきもの

地方自治法第234条の3では、複数年度にわたる契約を締結しなければ事務の執行に支障を及ぼすようなものについて、各年度の予算の範囲内で給付を受けることを条件に、長期継続契約を締結することができることと定めている。

長期継続契約は、契約締結時においては翌年度以降の予算を確保しないまま、複数年度にわたる契約を締結するものであることから、契約事務の手引書では、長期継続契約を締結する際は、契約書に、翌年度以降に予算の減額又は削除があった場合、市が契約の相手方の合意を得ることなく契約の変更又は解除ができる旨の条項（以下「予算削減に伴う解除条項等」という。）を明記する必要があるとしている。

町田市マイナンバーカードセンター定期貸室賃貸借契約（長期継続契約）に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、契約書に、予算削減に伴う解除条項等が明記されていなかった。

主管部課によれば、契約の相手方から提示された契約書の案を確認する際、予算削減に伴う解除条項等が記載されていないのを見落とししたとのことであった。

翌年度以降の予算が確保されていない長期継続契約について、契約書に予算削減に伴う解除条項等が明記されていなければ、予算の減額又は削除がされた場合に契約を解除することができなくなり、契約の相手方との間で不要な紛争が生じるおそれがある。

主管部課は、地方自治法及び契約事務の手引書にのっとり、長期継続契約については、契約書に予算削減に伴う解除条項等を明記すべきである。

【指摘】 検査の合格を記載した書類の作成については、町田市契約事務規則にのっとり、適正に行うべきもの

地方自治法第234条の2第1項では、普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならないと定めている。また、町田市契約事務規則第45条第2項では、課長は、検査を行った結果、合格と認めたときは、その旨を記載した書類を作成しなければならないと定めている。

町田市マイナンバーカードセンター定期貸室賃貸借契約（長期継続契約）に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、検査の合格に係る書類が作成されていなかった。

主管部課によれば、契約の履行の確認は行っていたものの、職員の契約事務に関する知識が不足していたことから検査の合格を記載した書類を作成していなかったとのことであった。

契約の履行状況に関する透明性を確保するためには、検査に合格したことを記載した書類を作成することにより、履行の確認が適切に行われたことを客観的に確認できるようにする必要がある。

主管部課は、町田市契約事務規則にのっとり、検査の合格を記載した書類の作成を適正に行うべきである。

市民部忠生市民センター

<契約事務>

【指摘】 見積書の徴取は、町田市契約事務規則等にのっとり、適正に行うべきもの

町田市契約事務規則第26条では、随意契約を行う場合、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上から見積書を徴さなければならないと定め、見積り徴取の取扱い方針第3見積り徴取の基準では、契約を履行できる者が1者しかいない場合を除き、見積りは原則として2者以上から徴取することと定めている。

また、町田市随意契約ガイドラインでは、少額随意契約の場合でも、競争性があるものは契約相手を決定する際に、原則として優先発注（市内事業者等）の配慮をした上で2者以上から見積りを徴する必要があると定めている。

一般用電気工作物の検査業務に関する委託契約に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、少額随意契約で履行可能な者が複数存在するにもかかわらず、見積りの徴取は1者のみであった。

主管部課によれば、本件業務は、専門性が高く、競争性がないと誤認していたため、1者の見積りだけで問題ないと判断していたとのことであった。

随意契約は、契約の目的、内容等に照らしそれに相応する資力、信用等を有する相手方を任意に選定できる反面、相手方の選定や価格の決定において、公正さを欠くおそれがある。そのため、随意契約を行うに当たっては、履行可能な者が限られるのか、競争性があるものなのかを慎重に判断し、競争性があるものについては、見積書を2者以上から徴取し、契約の条件について客観的に評価を行った上で、契約の相手方を選定する必要がある。

主管部課は、町田市契約事務規則等にのっとり、見積書の徴取を適正に行うべきである。

道路部道路整備課及び道路維持課※

<契約事務>

【指摘】長期継続契約については、地方自治法及び契約事務の手引書にのっとり、契約書に適正な予算削減に伴う解除条項等を明記すべきもの

地方自治法第234条の3では、複数年度にわたる契約を締結しなければ事務の執行に支障を及ぼすようなものについて、各年度の予算の範囲内で給付を受けることを条件に、長期継続契約を締結することができることと定めている。

長期継続契約は、契約締結時においては翌年度以降の予算を確保しないまま、複数年度にわたる契約を締結するものであることから、契約事務の手引書では、長期継続契約を締結する際は、契約書に、翌年度以降に予算の減額又は削除があった場合、市が契約の相手方の合意を得ることなく契約の変更又は解除ができる旨の条項（以下「予算削減に伴う解除条項等」という。）を明記する必要があるとしている。

玉川学園前駅歩行者用デッキの設置に係る土地賃貸借契約（長期継続契約）に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、予算削減に伴う解除条項等は明記されていたが、当該予算削減に伴う解除条項等には市と契約の相手方の協議が条件とされていた。

主管部課によれば、契約の内容から、予算の減額又は削除があった場合であっても、長期間の協議を要しないと当該契約を解除することは難しいと考え、条件としたとのことであった。

長期継続契約は、予算の範囲内でしか給付を受けることができないため、予算の減額又は削除があった場合は、契約の相手方の意思にかかわらず、契約の変更又は解除を行う必要がある。

主管部課は、地方自治法及び契約事務の手引書にのっとり、長期継続契約については適正な予算削減に伴う解除条項等を契約書に明記すべきである。

※この契約は、当初の契約締結については道路整備課が、その後の契約更新等については道路維持課が事務を執行しているため、両課を対象として指摘する。